

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（R4～R8）の考え方～

埼玉県本庄市

1. 森林の現況について

本市の森林面積は2,437ヘクタールで、総面積の27%を占めており、そのほとんどが児玉地域に集中し、本庄地域内はごくわずかな平地林が分布しております。本市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けてこの圏域の森林組合を中心に国や県の森林整備事業予算などにより森林の整備を進めてきましたが、森林所有者の経営や管理意欲の低下や所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備の行き届かない森林の増加が懸念されます。一方で、住民意識として、良好な自然環境の中でうるおいとゆとりのある生活を求める志向が強まっていることとあわせ、森林の持つ水源涵養、山地災害防止、快適な住環境の形成等の公益的機能の重要性がますます高まってきております。

このため本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組みを計画的かつ効果的に進めます。

2. 基本方針について

(1) 森林整備の推進

本市の私有林等の森林整備は、所有者自ら（森林組合への管理委託含む）が整備を進めている森林は約8割を占めており、計画的な森林の整備が進められています。しかし、一部の整備が行き届かない森林があることから、所有者に対して、市や意欲と能力のある林業事業体に森林の経営・管理をゆだねるよう働きかけるとともに、埼玉県中央部森林組合の知識と経験を最大限活用しつつ、地球温暖化や山地災害の防止、地域の住環境の保全に貢献する森林環境整備を推進していきます。

(2) 普及啓発

本市では、地球温暖化防止・温室効果ガスの吸収・水源涵養などの森林の果たす公益的役割や森林整備の必要性などについて、理解と関心を高めるための取り組みとして、特に森林から離れた市街地に居住する市民を対象とした体験型イベントを実施していきます。

(3) 木材利用の促進

本市では、市有施設の木造化・木質化に関する方針により市有施設等において地域産木材を活用した木造化・木質化を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供することで森林整備等の促進に資するよう努めます。

また、本庄市産木材を利用した木製品の活用を推進していきます。